



《会計・税務の知識》 ふくしま産業復興投資促進特区と税制特例

東日本大震災復興特別区域法に基づいて、福島県復興推進計画「ふくしま産業復興投資促進特区」が平成24年4月20日に国に認定され、税制の特例措置の適用が受けられることとなりました。

1. ふくしま産業復興投資促進特区

(1) 対象事業と対象者

ふくしま産業復興投資促進特区にて定められた復興産業集積区域内（福島県内59市町村の工業団地等の指定された区域）において、集積を目指すとした業種のうち、「ふくしま産業復興投資促進特区」に掲げられた事業を行う法人又は個人事業者が対象です。

(2) 集積を目指す業種

輸送用機械、電子機械、情報通信、医療、再生可能エネルギー、食品・飲料、地域資源活用型（伝統工芸品）に関連する産業をいいます。

2. 税制の特例

(1) 法人税の特例

①～③はいずれかの選択適用となります。

①新規立地促進税制

復興産業集積区域内における新規立地新設企業について、指定後5年間課税が発生しないよう下記の特例が受けられます。

- 再投資等準備金の積立額を、所得金額を限度として損金算入できます。
- 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度に、準備金の残高を限度に即時償却ができます。

なお、次の全ての要件を満たす法人が対象です。

平成24年4月20日以降に設立されたこと
ふくしま産業復興投資促進特区に掲げられた事業のみを行うこと
被災者を5人以上雇用、かつ給与等支給額の総額が1,000万円以上であること
復興産業集積区域内に本店を有し、区域外に事業所等を有しないこと
指定を受けた事業年度に3億円以上（中小法人等は3,000万円以上）の機械又は建物等の取得等を行うこと

②事業用設備等に係る特別償却又は税額控除

復興産業集積区域内において、平成24年4月20日から平成28年3月31日までに取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。

	特別償却	税額控除(*)
機械装置	100%	15%
建物・構築物	25%	8%

*税額の20%を限度とし、4年間の繰越控除が可能

③法人税等の特別控除

復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として、指定後5年間控除が受けられます。

被災雇用者とは、平成23年3月11日時点で特定被災区域内（福島県の場合は全市町村）の事業所で勤務していた者又は居住していた者をいいます。

④研究開発税制の特例

復興産業集積区域内において開発研究用減価償却資産を取得等した場合に即時償却できるとともに、研究開発税制による12%の税額控除が受けられます。

(2) 地方税の特例

上記①、②、④の指定を受けた場合には、県および市町村で定めるところにより、事業税・不動産取得税・固定資産税の減免が受けられます。

3. 手続き

税制の特例の適用を受けるには、事前に市町村へ指定事業者の申請を行い、指定を受けます。申請は適用を希望する特例ごとに行う必要があります。

指定を受けた事業者は、事業年度終了後1ヶ月以内に復興推進事業の実施状況等を記載した報告書を市町村へ提出し、「認定書」の交付を受けます。

この「認定書」をもって税制上の特例措置に係る確定申告を行います。なお、認定とは別に、税務署において税務上の審査が行われます。

4. まとめ

福島県内各市町村にて既に申請受付が開始されていますので、ぜひご活用ください。（担当：小濱）